

改正案

現行

（会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）
 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四十一条第二項に定める権利を得た信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の普通出資者並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十九条の三に定める権利を得た労働金庫及び労働金庫連合会の普通出資者とする。

（会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）
 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四十条の二に定める権利を得た信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の普通出資者並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十条に定める権利を得た労働金庫及び労働金庫連合会の普通出資者とする。

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）
 第一条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと
 して内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる
 事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。
 一 法第六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当するこ
 と。

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）
 第一条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと
 して内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる
 事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。
 一 法第六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当するこ
 と。

イ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する株式会社の発行
 する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する
 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下
 「優先出資法」という。）に規定する優先出資（以下「優先出資」という。）を引き
 受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつ
 ては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）
 によるものを含む。）又は会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引
 き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される証券の募集
 の場合には一億円に相当する額）未満であると見込まれること。ただし、優先出資をそ
 の券面額を発行価額として優先出資法に規定する優先出資者（ロにおいて「優先出資者
 」という。）に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。

ロ（略）

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 株式無償割当てにより一株に対し割り当

ロ（略）

（新設）

てる株式の数の割合が○・一未満であること

三 法第六十六条第二項第一号へに掲げる事項 株式（優先出資を含む。この号において同じ。）の分割により一株（優先出資にあつては一口。）に対し増加する株式の数の割合が○・一未満であること。

四 法第六十六条第二項第一号トに掲げる事項 一株又は一口当たりの剰余金の配当の額をそれぞれ前事業年度の対応する期間に係る一株又は一口当たりの剰余金の配当の額で除して得た数値が○・八を超え、かつ、一・二未満であること。

五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式会社交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式会社交換完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるものいづれかに該当すること。

イ 株式会社交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項に規定する株式会社交換完全子会社をいう。）となる会社（法第六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額（総資産の帳簿価額から負債の帳簿価額の合計額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式会社交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該株式会社交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換

ロ（略）
六（略）
七 法第六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるものいづれかに該当すること。

イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると

二 法第六十六条第二項第一号へに掲げる事項 株式（優先出資を含む。この号において同じ。）の分割により一株（優先出資にあつては一口。）に対し発行する株式の数の割合が○・一未満であること。

三 法第六十六条第二項第一号トに掲げる事項 一株当たりの利益若しくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配の額をそれぞれ直近の一株当たりの利益若しくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が○・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるものいづれかに該当すること。

イ 完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額（総資産の帳簿価額から負債の帳簿価額の合計額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該完全子会社となる会社との間で行う株式交換

ロ（略）
五（略）
六 法第六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるものいづれかに該当すること。

イ 当該分割により営業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該分割により営業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると

見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該分割による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 法第六十六条第二項第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社からの事業の全部又は一部の譲受け
九 略

十三 令第二十八条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十四 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第二号ハに掲げる事実 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券又は優先株(剰余金の配当に優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号において同じ。)に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実(優先株以外の株券及び優先出資法に規定する優先出資証券(以下「優先出資証券」という。)の上場廃止の原

見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該分割による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 法第六十六条第二項第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 営業又は事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該営業又は事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該営業又は事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 営業又は事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該営業又は事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該営業又は事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該営業又は事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社からの営業の全部又は一部の譲受け
八 略

十二 令第二十八条第四号に掲げる事項 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十三 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第二号ハに掲げる事実 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券、同項第五号の二に掲げる優先出資引受権を表示する証書、同項第六号に掲げる新株引受権を表示する証書又は優先株(利益の配当に優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号において同じ。)に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実(優先

因となる事実を除く。)が生じたこと。

三〇九 (略)

十 令第二十八条の第十二号に掲げる事実 優先株(剰余金の配当に関し優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号において同じ。)に係る取扱有価証券としての指定(証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。)の取消しの原因となる事実(優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。)が生じたこと。

(重要事実となる当該上場会社等の売上高の予想値等)

第三条 法第六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当に係るものについては、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一〇三 (略)

四 剰余金の配当 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値(決算による)で確定した数値を含む。)を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の対応する期間に係る剰余金の配当の実績値)で除して得た数値が一・二以上又は〇・八以下であること。

2 前項(第四号を除く。)の規定は、法第六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについて準用する。この場合において前項中「売上高等又は配当」とあるのは「属する企業集団(以下「企業集団」という。)の売上高等」と読み替えるものとする。

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。

一〇三 (略)

四 法第六十六条第二項第五号二に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

株以外の株券及び優先出資法に規定する優先出資証券(以下「優先出資証券」という。)の上場廃止の原因となる事実を除く。)が生じたこと。

三〇九 (略)

十 令第二十八条の第十二号に掲げる事実 法第一条第一項第六号に掲げる新株引受権を表示する証書又は優先株(利益の配当に関し優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号において同じ。)に係る取扱有価証券としての指定(証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。)の取消しの原因となる事実(優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。)が生じたこと。

(重要事実となる当該上場会社等の売上高の予想値等)

第三条 法第六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当若しくは分配に係るものについては、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一〇三 (略)

四 利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・二以上又は〇・八以下であること。

2 前項(第四号を除く。)の規定は、法第六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについて準用する。この場合において前項中「売上高等又は配当若しくは分配」とあるのは「属する企業集団(以下「企業集団」という。)の売上高等」と読み替えるものとする。

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。

一〇三 (略)

四 法第六十六条第二項第五号二に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 当該分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、当該分割による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 法第六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部の譲受けによる当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲受けの予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該譲受けによる当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 事業の全部又は一部の譲渡による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲渡の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該譲渡による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六〇九 (略)

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十一 (略)

十二 令第二十九条第八号に掲げる事項 子会社連動株式(同号に規定するその剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定めら

イ 当該分割により営業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該分割により営業の全部又は一部を承継させる場合であつて、当該分割による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 法第六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 営業又は事業の全部又は一部の譲受けによる当該企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲受けの予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該譲受けによる当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡による当該企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲渡の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度においていずれも当該譲渡による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六〇九 (略)

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十一 (略)

十二 令第二十九条第八号に掲げる事項 子会社連動株式(同号に規定するその利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年

れた株式をいう。以下同じ。) 以外の特定有価証券等の売買等を行う場合における連動子会社の剰余金の配当についての決定をしたこと。

2 前項の規定は、子会社連動株式の売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち当該連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものについて準用する。この場合において、前項中「同項第五号」とあるのは「当該連動子会社の同項第五号」と、「企業集団」とあるのは「連動子会社」と、同項第七号イ(2)中「孫会社(令第二十九条第二号に規定する孫会社をいう。以下同じ。)」とあるのは「孫会社」と、「出資比率(所有する株式の数又は持分の価額(当該企業集団に属する他の会社が当該業務上の提携により所有する株式の数又は持分の価額を含む。))を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「出資比率」と、同項第十二号中「子会社連動株式(同号に規定するその剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款に定められた株式をいう。以下同じ。)」以外の特定有価証券等の売買等を行う場合における連動子会社の剰余金の配当についての決定をしたこと。」とあるのは「一株当たりの剰余金の配当の額を前事業年度の対応する期間に係る一株当たりの剰余金の配当の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること(ただし、連動子会社の最近事業年度一株当たりの剰余金の配当の額と上場会社等が当該連動子会社の剰余金の配当に基づき決定した最近事業年度一株当たりの剰余金の配当の額が同額の場合に限る。)」と読み替えるものとする。

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第四条の二 第二条(第二号及び第十号を除く。)の規定は、法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事項に係るものについて準用する(次項に規定する場合を除く。)。この場合において第二条中「同項第二号」とあるのは「同項第六号」と、「最近事業年度」とあるのは「当該企業集団の最近事業年度」と、同条第一号中「第六十六条第二項第二号イ」とあるのは「第六十六条第二項第六号イ」と、同条第三号中「第二十八条の二第一号」とあるのは「第二十九条の二第一号」と、同号口中「会社」とあるのは「当該子会社」と、同条第四

度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。) 以外の特定有価証券等の売買等を行う場合における連動子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配についての決定をしたこと。

2 前項の規定は、子会社連動株式の売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち当該連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものについて準用する。この場合において、前項中「同項第五号」とあるのは「当該連動子会社の同項第五号」と、「企業集団」とあるのは「連動子会社」と、同項第七号イ(2)中「孫会社(令第二十九条第二号に規定する孫会社をいう。以下同じ。)」とあるのは「孫会社」と、「出資比率(所有する株式の数又は持分の価額(当該企業集団に属する他の会社が当該業務上の提携により所有する株式の数又は持分の価額を含む。))を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「出資比率」と、同項第十二号中「子会社連動株式(同号に規定するその利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款に定められた株式をいう。以下同じ。)」以外の特定有価証券等の売買等を行う場合における連動子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配についての決定をしたこと。」とあるのは「一株当たりの利益の配当の額又は一株当たりの商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配の額をそれぞれ直近の一株当たりの利益の配当の額又は一株当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること(ただし、連動子会社の最近事業年度一株当たりの利益の配当の額と上場会社等が当該連動子会社の利益の配当に基づき決定した最近事業年度一株当たりの利益の配当の額が同額の場合に限る。)」と読み替えるものとする。

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第四条の二 第二条(第二号を除く。)の規定は、法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事項に係るものについて準用する(次項に規定する場合を除く。)。この場合において第二条中「同項第二号」とあるのは「同項第六号」と、「最近事業年度」とあるのは「当該企業集団の最近事業年度」と、同条第一号中「第六十六条第二項第二号イ」とあるのは「第六十六条第二項第六号イ」と、同条第三号中「第二十八条の二第一号」とあるのは「第二十九条の二第一号」と、同号口中「会社」とあるのは「当該子会社」と、同条第四号中「第二

号中「第二十八条の二第二号」とあるのは「第二十九条の二第二号」と、同条第五号中「第二十八条の二第三号」とあるのは「第二十九条の二第三号」と、同条第六号中「第二十八条の二第八号」とあるのは「第二十九条の二第七号」と、同条第七号中「第二十八条の二第九号」とあるのは「第二十九条の二第八号」と、「同号」とあるのは「令第二十八条の二第九号」と、同条第八号中「第二十八条の二第十号」とあるのは「第二十九条の二第九号」と、同条第九号中「第二十八条の二第十一号」とあるのは「第二十九条の二第十号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(孫会社)

第四条の三 令第二十九条第二号に規定する当該子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第四項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社とする。

(重要事実となる子会社の売上高の予想値等)

第四条の四 (略)

2 第三条第一項（第四号を除く。）の規定は、法第六十六条第二項第七号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準について準用する。この場合において第三条第一項中「第六十六条第二項第三号」とあるのは「第六十六条第二項第七号」と、「基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当に係るものについて」とあるのは「基準」と読み替えるものとする。

(株券等に含まない有価証券)

第四条の六 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主に係る株券

(削る)

二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの

三 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

十八号の二第二号」とあるのは「第二十九条の二第二号」と、同条第五号中「第二十八条の二第三号」とあるのは「第二十九条の二第三号」と、同条第六号中「第二十八条の二第八号」とあるのは「第二十九条の二第七号」と、同条第七号中「第二十八条の二第九号」とあるのは「第二十九条の二第八号」と、「同号」とあるのは「令第二十八条の二第九号」と、同条第八号中「第二十八条の二第十号」とあるのは「第二十九条の二第九号」と、同条第九号中「第二十八条の二第十一号」とあるのは「第二十九条の二第十号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(孫会社)

第四条の三 令第二十九条に規定する当該子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第四項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社とする。

(重要事実となる子会社の売上高の予想値等)

第四条の四 (略)

2 第三条第一項（第四号を除く。）の規定は、法第六十六条第二項第七号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準について準用する。この場合において同条中「第六十六条第二項第三号」とあるのは「第六十六条第二項第七号」と、「基準のうち当該上場会社等の売上高等又は配当若しくは分配に係るものについて」とあるのは「基準」と読み替えるものとする。

(株券等に含まない有価証券)

第四条の六 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る株券

二 新株引受権証券のうち前号に掲げる株式のみを引き受ける権利を付与されているもの

三 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの

四 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)

第四条の七 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。)に係る権利を表示するものとする。

(新株予約権等の換算)

第四条の八 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

(削る)

一・二 (略)

三 外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証券に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

四 前条に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものについては、内国法人の発行する証券又は証券に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

(重要事実に係る規制の適用除外)

第六条 法第六十六條第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 業務等に関する重要事実を知る前に証券会社との間で信用取引(証券取引法第六十一

(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)

第四条の七 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。)に係る権利を表示するものとする。

(新株引受権証券等の換算)

第四条の八 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券については、新株引受権の目的である株式に係る議決権の数(新株引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)を株式の数とし、当該株式の数に対応する株式に係る議決権の数)とする方法

二・三 (略)

四 外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証券に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

五 前条に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものについては、内国法人の発行する証券又は証券に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

(重要事実に係る規制の適用除外)

第六条 法第六十六條第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 業務等に関する重要事実を知る前に証券会社との間で信用取引(証券取引法第六十一

条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第一条に規定する信用取引をいう。第八条第一項第二号において同じ。）の契約を締結した者が、当該契約の履行として証券取引所又は証券業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

三 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第五十六條第一項（同項第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

四〇十（略） 二・三（略）

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第七条の三 法第六十七條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと
して内閣府令で定める基準は、同条第三項に規定する公開買付け等事実のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、当該買集め行為により各年において買い集める株券等（同条に規定する株券等をいう。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権（法第三十二條第五項に規定する議決権をいう。）の百分の二・五未満であるものに
係ることをとする。

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第八条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付け等事実を知る前に
締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の
履行又は公開買付け等者の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株
券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合
のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員

条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第一条に規定する信用取引をいう。第八条において同じ。）の契約を締結した者が、当該契約の履行として証券取引所又は証券業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

三 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

四〇十（略） 二・三（略）

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第七条の三 法第六十七條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと
して内閣府令で定める基準は、同条第三項に規定する公開買付け等事実のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、当該買集め行為により各年において買い集める株券等（同条に規定する株券等をいう。）の数が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の二・五未満であるものに係ることをとする。

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第八条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付け等事実を知る前に
締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の
履行又は公開買付け等者の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株
券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合
のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員

(当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合(当該会社が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

四〇十 (略)

二・三 (略)

(当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合(当該会社が商法第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

四〇十 (略)

二・三 (略)